鳥獣保護区の指定概要

番号	16	区域の名称	前鬼鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区 1,033 ha		特別保護地区 0 ha	県指定
指定期間	平成27年11月　1日　から　平成37年10月31日まで			
指定区域	下北山村と十津川村の境界線上の釈迦ケ岳三角点(標高一、七九九・六メートル)を起点とし、同所から同境界を北東進して十津川村、上北山村及び下北山村の境界の交点に至り、同所から上北山村と下北山村の境界線を南東進して三角点(標高一、四七七・六メートル)に至り、同所から同境界を約三〇〇メートル南進して三重の滝上流右岸の稜線の尾根との交点に至り、同所から同尾根を南進し、三重の滝に至り、同所から前鬼川支流を下って前鬼川との合流点に至り、同所から前鬼川を下って前鬼川とその支流黒谷との合流点に至り、同所から黒谷を上って前鬼宿坊の南西約一五〇メートルの地点に至り、同所から黒谷右岸の支尾根を南西進し、前鬼川と池郷川の分水の尾根との交点に至り、同所から同尾根を北西進して下北山村と十津川村の境界の交点に至り、同所から同境界を北進して大日岳を経て起点に至る線により囲まれた区域並びに上北山村と下北山村の境界と国道一六九号との交点を起点とし、同境界を南東進して池原貯水池上を対岸に渡り、同所から汀線を南東進してヤナゼ尾突端に至り、同所から池原貯水池上を直線で同国道の音枝峠に至り、同所から同国道を北進して起点に至る線により囲まれた区域			
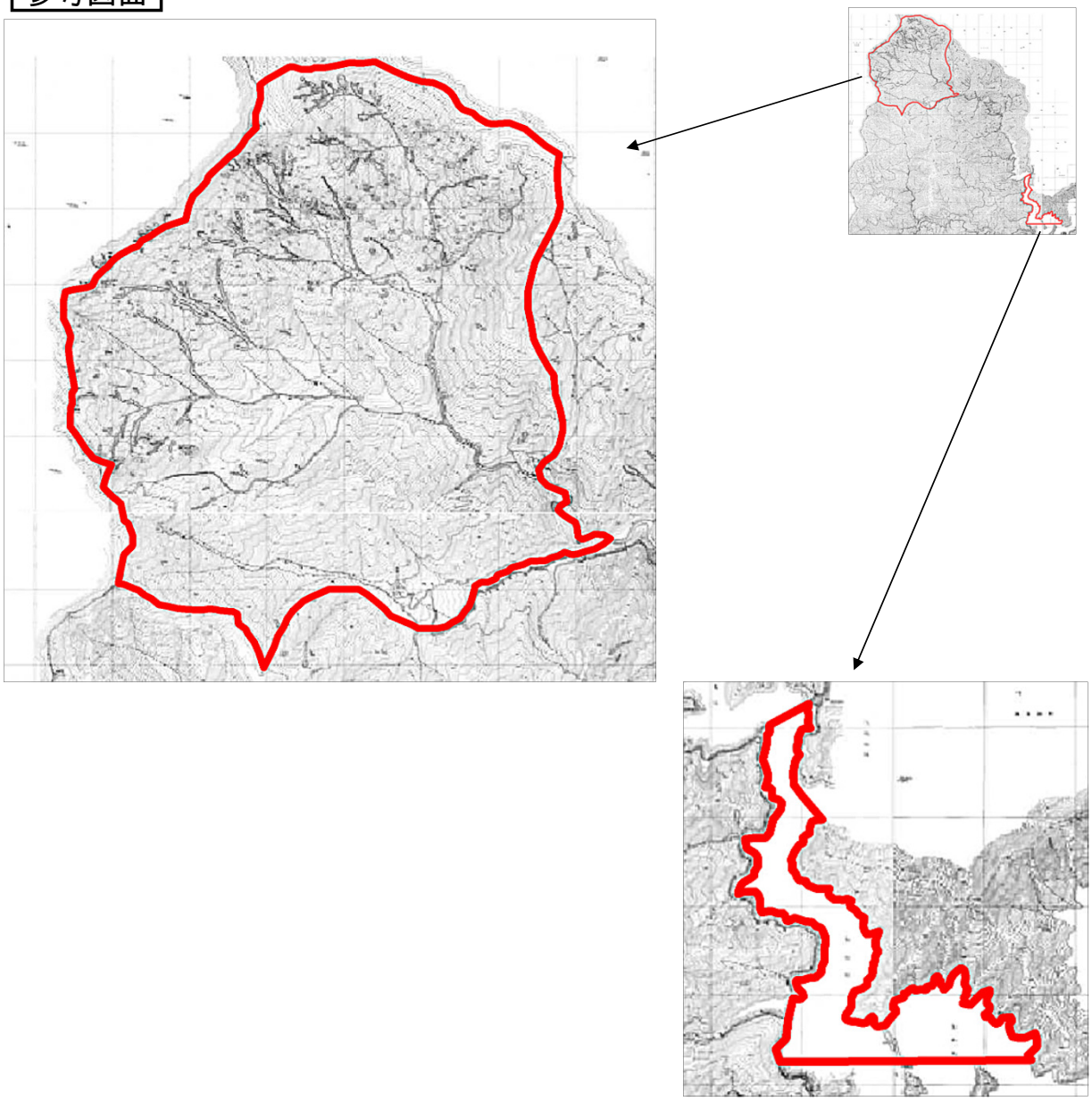
参考図面